

平成29年度  
風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業  
公募に係る F A Q

1 公募要領について

2 公募対象及び要件

( 1 ) 公募対象

Q - I - 1 対象事業としては風力発電以外の再エネ（地熱、太陽光等）にも適用されるのでしょうか？

A - I - 1 ゾーニング手法検討モデル事業では、得られた知見からゾーニングマニュアル作成を最終目標としていることから、風力発電に係るゾーニングは必ず検討対象にして頂くことを前提としております。ただし、ご希望がある場合、風力発電に加えて、太陽光等についても検討に含めていただくことが可能です。

Q - I - 2 対象は、地方公共団体のみでしょうか？

A - I - 2 地域の再生可能エネルギー導入を推進する企業・民間団体や、環境保全団体などと共同提案頂くことは可能です。ただし、この場合においても、環境省と契約頂く代表者は地方公共団体様としてください。

( 2 ) ゾーニングモデル事業で実施する内容

Q - I - 3 ゾーニング手法の検討とは、どのような内容を想定しているのでしょうか？

A - I - 3 ゾーニング手法の検討に関しては、環境保全エリアと事業推進エリアの空間的区分の考え方を整理していただきます。エリアの情報の重ね合わせ方法や重みづけ、地域特性を踏まえて特に着目すべき情報があればその内容と取扱い方針等、様々な提案をいただくことを期待しております。

Q - I - 4 既存情報とは、具体的にどのような情報でしょうか？

A - I - 4 事業性に関する情報や環境保全等に関する地域の情報になります。別表 1 に情報の例を示しますので、参考にしながら地域特性を適切にゾーニングに反映できるよう情報を整理してください。（別表 1 中の 印は、環境保全上や合意形成において重要な項目と考えられる情報を示しています。）

Q - I - 5 追加的な環境調査とは、どのような内容を想定していますか？

A - I - 5 ゾーニングを行うにあたり、地域で重要な環境保全に係る情報として猛禽類の生息圏、海洋における希少種の生息域などが挙げられますが、既存資料では十分な情報が得られない場合などを想定しています。その他、植生なども考えられます。

Q - I - 6 検討したい地域で適切な風況データがないため、事業性の判断材料として風況調査も実施したいが可能でしょうか？

A - I - 6 委託額の範囲内であれば、通年の風況調査を実施することは問題ありません。また、他の補助事業と組み合わせる等の取組も可能です。なお、他省庁の補助金等との重複がないようご注意ください。

Q - I - 7 「導入設備容量の検討」について、現在、再エネ全般の導入目標量（kW）はありますが、内訳としての風力の導入設備容量は設定していません。今回のモデル事業では、風力導入設備容量の検討も必ず行うということでしょうか？

A - I - 7 再生可能エネルギーの導入促進の観点から、発電の種類ごとの導入設備容量の設定は重要と考えます。このモデル事業に基づく検討を通じて、風力発電の導入設備容量を検討いただくことを期待しています。

Q - I - 8 「地球温暖化対策の地方公共団体実行計画（区域施策編）等における導入目標量（kW）の検討」とは、このモデル事業の中で、実行計画の再エネ導入量（kW）検討を行える（もしくは検討結果を流用できる）ということでしょうか？

A - I - 8 このモデル事業に基づく検討を通じて得られる導入目標量（kW）等については、実行計画（区域施策編）で活用頂くことを期待しています。

Q - I - 9 「関係者・関係機関と調整」とは、具体的にどういうことを意味しているのでしょうか？

A - I - 9 例えば、許認可関係の所管部局との協議や、地域住民や自然保護団体、漁業関係団体等との意見交換などを進めていただき、風力発電を推進するエリアと保全するエリアの検討を進めて頂くことを想定しています。具体的なやり方・手法は、それぞれの提案によります。

Q - I - 10 既存の利用計画（港湾計画等）がある場合はどのようにゾーニングを行えばよいのでしょうか？

A - I - 10 今回の本事業におけるゾーニングについては、まず既存の情報を重ね合わせていくことがベースになりますので、既存の利用計画に沿ってエリア（保全エリア又は推進エリア等）を設定していただくものと考えております。なお、さらに、そのゾーニング結果の活用方策として、抽出されたエリアの具体的な利用計画の策定・更新等を検討する場合には、当該エリアの利用に関する既往のマニュアル等に則り手続を実施していただく必要があると考えており、関係部局・所管部局との十分な調整をお願いします。

Q - I - 11 ゾーニング結果の効力とは何でしょうか？

A - I - 11 ゾーニング結果として、風力発電を推進するエリアと保全するエリアが示された場合、推進するエリアで立地する場合の優遇措置あるいは推進するエリア以外での立地に係る規制力などを想定しています（条例、ガイドライン、地球温暖化対策の地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付ける等）。各地方公共団体で、ゾーニング結果の効力をどの程度持たせるか等については、幅が出ると考えておりますが、許認可関係の所管部局と協議して頂きながら、検討頂くことを期待しています。

Q - I - 12 ゾーニング結果を用いた活用方策とは何でしょうか？

A - I - 12 ゾーニング結果を周知するだけでなく、具体的に検討結果をどのように再生可能エネルギーの導入促進に活かしていくのか、その方法等について記載いただくことを期待しています。地球温暖化対策の地方公共団体実行計画（区域施策編）の導入目標量（kW）設定や再エネ推進のための立地促進に用いること、推進エリアや保全エリアの具体的な活用方策、それらエリアの中での更なるゾーニング（用途設定）等が想定されますが、具体的な活用方策は、それぞれの提案によります。

### （3）公募要件

Q - I - 13 「マニュアル」作成について、地方公共団体は「マニュアル」作成にどのように関与することになるのでしょうか？

A - I - 13 マニュアル作成は、別途環境省から委託する事務局業務にて検討を行います。本モデル事業で採択された地方公共団体様におかれましては、ゾーニングモデル事業を実施頂き、そこで得られたゾーニングに係る情報や知見を事務局と随時共有頂き、事務局がマニュアルに反映していく予定です。地方公共団体様とは、意見交換会の開催や有識者会議等の議事の情報提供等を通じ、情報共有を図っていく予定です。

Q - I - 14 「対象区域全体が、別表1の応募に当たり避けるべき法令等に基づく地域に該当していないこと。」について、全体が法令の指定地域で埋まってしまうような場合は不可ということでしょうか。

A - I - 14 対象区域全体が指定地域内である場合、基本的に対象区域全体が保全すべきエリアとなってしまいますので、本モデル事業の主旨にそぐわないと考えます。全体として、環境保全の観点と再生可能エネルギーの導入促進の観点が両立するような提案を期待しています。

なお、別表1等の区域については、各法令等の趣旨を十分に踏まえて適切にゾーニングを行っていただく必要があります。

Q - I - 15 「環境省からの依頼等」とは具体的にどのような内容でしょうか？

A - I - 15 環境省としては、汎用性のあるマニュアルとなるよう、実際にモデル事業を進めて頂きながら、マニュアル作成に向けての環境調査等の内容についてや、ゾーニング手法等に係る依頼等をさせて頂く場合があると考えています。その都度相談させて頂きながら進めさせて頂きたいと考えております。

### 3 . 応募対象者

Q - I - 16 公募要件で、対象区域として”複数の市町村”というのは、具体的にどのような場合でしょうか？

A - I - 16 例えば、都道府県が応募主体となり、県内の複数の市町村を対象区域としてゾーニングするようなケースが考えられます。

Q - I - 17 「民間団体」とは？発電事業者のことでしょうか？

A - I - 17 再生可能エネルギーの導入推進の立場の民間団体（発電事業者も含む）や、自然保護団体などの環境保全活動を行っている民間団体等も想定されます。

### 1 1 . その他留意事項

#### ( 4 ) 経費の区分

Q - I - 18 本モデル事業の実施にあたり、アルバイトを雇用する場合、経費区分の「賃金」で計上は可能でしょうか？

A - I - 18 原則的には賃金で計上することとなります。なお、アルバイトとして計上できる経費は、本業務を実施するに当たり必要な経費のみとなります。

#### ( 5 ) 委託の形態

Q - I - 19 「地方公共団体は既存文献収集や環境調査業務の一部を民間調査会社等に外注（再委託）することができる。」とありますが、再委託額の上限等がありますか？

A - I - 19 原則的には再委託費は経費の1 / 2までの額を上限としますが、環境調査等明らかに地方公共団体では直接実施することができない業務等に要する費用が、それ以外に要する費用を上回る場合など合理的な理由がある場合についてはこの限りではありません。

Q - I - 20 図2の委託の形態を認める「特段の事情」とは、どのようなケースでしょうか？

A - I - 20 例えば、地方公共団体において図1の委託の形態だと執行が困難でモデル事業に遅れが懸念される場合や、再委託先の確保が困難な場合などが考えられます。

## II 様式：申請書

Q - II - 1 市と民間事業者の共同実施で応募する場合、申請書に記載する代表者は地方公共団体だけでよいでしょうか？それとも、民間事業者の代表も必要でしょうか？

A - II - 1 申請書の代表者は、地方公共団体の代表のみで結構です。

Q - II - 2 申請書に公印の押印は必要ですか？

A - II - 2 押印をお願いします。

Q - II - 3 「その他参考資料」とは何でしょうか？

A - II - 3 提案書の補足説明資料として添付が必要と思われる資料等を添付してください。特に様式等は問いません。

Q - II - 4 「当該民間団体に関する概要資料」とは何でしょうか？

A - II - 4 当該民間事業者に関するパンフレットやホームページ等で公開されている情報を添付してください。

Q - II - 5 「2. 地域の特性」の情報は、具体的にどのような情報を想定すればよいでしょうか？また、応募主体が網羅的に調べて提案書に記載しなければならないのでしょうか？

A - II - 5 事業性に係る情報や、地域の環境保全に係る情報になります。例を別表1に示しますので、参考にして下さい。提案書では、ご提案頂く対象区域においてゾーニングに関して必要と判断される情報で、提案頂く時点で把握できている情報について整理してください。なお、情報収集の際は、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」(<https://ww2.env.go.jp/eiadb/>)を適宜参照、ご活用ください。

Q - II - 6 陸上と洋上と両方提案する場合の記入方法は？

A - II - 6 様式の「2. 地域の特性等」は予定地域が複数ある場合は地域ごとに記載してください。また、「3. ゾーニングの策定計画」の「3 - 1. ゾーニング策定方法」と「3 - 2. 関係者・関係機関等との調整」については、欄を追加して、陸上と洋上それぞれについて記載していただくことを想定していますが、双方を一体的にゾーニングできるように地域を設定している場合は一体として記載いただくことも可能です。

Q - II - 7 「検証プロセス」とは、具体的に何でしょうか？

A - II - 7 機械的にゾーニングした後、導入設備容量を達成するために、推進エリアにおいて十分に容量を確保する施策を検討したり、関係者・関係機関との調整のため地域の意見等を反映した見直し等のことを指します。

Q - II - 8 モデル事業は2年間ですが、ゾーニングは1年で検討を終えて、2年目には立地促進に移行したいのですが可能でしょうか？

A - II - 8 ゾーニング結果の活用として、実施していただくことは可能と考えます。

別表1 ゾーニングで用いる情報の例

区分	根拠法令等・情報源等	対象エリア	事業性に 関わる情 報	環境保全 等に関わ る情報
法的制約 条件	自然公園法	国立公園、国定公園		
	都道府県立自然公園条例	都道府県立自然公園		
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域		
	自然環境保全条例等	都道府県自然環境保全地域		
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区		
	鳥獣保護法	鳥獣保護区		
	世界自然遺産地域区域図	世界自然遺産地域		
	森林法	保安林		
	森林法	地域森林計画対象民有林		
	都市計画法、風致地区条例	風致地区		
	海岸法	海岸保全区域		
	港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域		
	漁港漁場整備法	漁港区域		
	漁業法	漁業権		
	航空法	進入表面等の制限表面より上の区域		
	常時訓練海域図	自衛隊訓練海域		
	電波法	電波障害防止区域		
	砂防法	砂防指定地域		
	地滑り等防止法	地滑り防止地域		
	急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域		
	農地法	農地又は採草放牧地		
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域		
	都市計画法	市街化区域		
	景観法、景観条例	景観形成地区等		
	文化財保護法、文化財保護条例	埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物		
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土特別保存地区		
数値地図（標高・水深）	標高、水深			
地形的制約 条件	数値地図（標高）	最大傾斜角		
	国土交通省 HP 航空路監視レーダー（ARSR）の配置及び覆域図	航空路レーダー		
社会的制約 条件	主な漁場に関する情報	主な漁場		
	風況	風況		
その他	道路網	道路網		
	海上保安庁 近海航路誌・大洋航路誌等	航路		
	港湾	港湾の位置		
	系統連系状況	送電線 系統連系制約状況		
	自然再生事業対象区域	自然再生推進法に基づく自然再生事業の対象となる区域		
	渡り鳥	主な渡りルート、集結地等		
	その他自然保護の観点から重要な地域等	生物多様性の観点から重要度の高い湿地・海域・里地里山、特定植物群落、緑の回廊、IBA等		
	主な景観資源	景観資源		

：環境保全上や合意形成において重要な項目と考えられる情報を示す。

参考：「平成25年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」（平成26年8月、環境省地球環境局）より作成